

令和 7 年度平塚工科高等学校

第 1 回学校運営協議会

議事録

日付: 令和 7 年 5 月 30 日金曜日

時刻: 15 : 40

司会: 教頭

記録: 富田

出席者

出席者一覧参照

校長挨拶

運営協議会議員挨拶

会長挨拶

学校運営協議会

1. 令和 7 年度学校運営協議会の運営について
別紙資料 3 参照

2. 令和 7 年度 平塚工科高等学校の取組について
 - ア. 各グループより令和 7 年度の取組について
別紙資料 4 参照

イ. 不祥事防止について

別紙資料 5 参照

・意見交換

各グループの取組について

石田委員> 様々な経験をさせることが大事。様々な経験を経て選択させることは生徒にとってもとてもいいこと。①工業技術基礎の授業は、全分野が学べる？②5つの系に分かれるのは、必ず希望が通るのか？③環境科学系が人気？

木村総括教諭> ①1年生は、全分野が学べるが、2年生以降それぞれの分野で学べる。
②希望が通らない生徒もいる。機械、電気は80名、その他3つ40名が定員。自動車はちょうど40名希望で、全員通った。
環境科学系は3年生が数名希望が通らなかった。
③そんなこともなく、年度によって人気は異なるが、自動車は大体いつも人気。

西村委員> 授業見学 元気はつらつで活気のある授業であった。学ぶものがあつた。

資料2-③ 部活動の加入率は？

長井総括教諭> 27% 去年は51%、紙の提出率が悪いが、雰囲気は少なくなったという感じはない。部活動加入率は55%が目標である。

西村委員> 地域との共同を大事にしているということで、PTA主催の防災のイベントがあるのであれば、ぜひ力になりたい。阪神淡路大震災の30年ということで、啓発させたい。

坂本委員＞ 資料2－③ 複数回、部活の数字など具体的に数字で示すと良いと思う。

資料2－① 近隣での苦情、何件あった？どのくらい減らすのかというもっと具体的に考えていくべき。

長井総括教諭＞ 教科外が持っている数字があまりない。

不祥事について

室谷委員＞ 不祥事を起こした人向けの講習などがある？

教頭・副校長＞ 県から毎月リーフレットがあり、県職員が担当する。外部の講習などはない。

校長＞ 大学では不祥事防止講座を行っているのか？

室谷委員＞ オンラインで外部から講師を招き、講習する。

その他

長井総括教諭＞ 本校の国語の授業の目標は文章を要点、漢字、日本語を読めること。

社会に出て、機械などのマニュアルが読めればいい。

手を使ってかく。→脳に良いということで実践している。

浜岳中の宮田先生の中学生向け授業を参考にした。

井上委員＞ 実習の見学をさせてもらい、会社でやっていることと変わらない。このような取組によって、新社員がスムーズにやれている。変わらず続けてほしい。

人手不足は解消されていないが、去年よりは落ち着いた。

閉会

令和7年度 平塚工科高等学校 第1回学校運営協議会

次第

1 開会

2 委員の委嘱について

3 学校長挨拶

4 委員 自己紹介

(名簿順にお願いします)

学校側参加者 自己紹介

5 会長選出

6 協議

(1) 令和7年度 学校運営協議会の運営について

(2) 令和7年度 平塚工科高等学校の取組について

ア 各グループより令和7年度の取組について

イ 不祥事防止について

7 その他

【配付資料】

資料1 平塚工科高等学校 学校運営協議会運営要綱

資料2 令和7年度学校運営協議会委員名簿

資料3 令和7年度学校運営協議会計画書

資料4 令和7年度学校評価報告書(目標設定)

資料5 令和7年度不祥事ゼロプログラム

令和7年度 学校案内

「神奈川県立学校のコミュニティスクール」リーフレット

神奈川県立平塚工科高等学校における学校運営協議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県立学校に設置する学校運営協議会の運営等に関する要綱に基づき、神奈川県立平塚工科高等学校に設置する学校運営協議会の運営等に関し、必要な事項を定める。

(学校運営協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、「神奈川県立平塚工科高等学校運営協議会（以下「協議会」という。）」と称す。

(基本的な方針の承認)

第3条 校長は次の各号に掲げる事項について、協議会の承認が得られるよう、既存の資料の活用のほか、校長の方針を分かりやすくまとめた資料を作成するなどにより、説明に努める。

- (1) 学校の教育計画に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 学校組織の編成に関すること
- (4) 学校予算の執行に関すること
- (5) 学校施設及び設備等の管理及び整備に関すること

2 協議会の承認が得られないときは、校長は、協議会から聴取した基本的な方針についての意見を高校教育課長に報告するとともに、高校教育課長と協議の上、必要な場合は基本的な方針に修正を加えるなど、承認が得られるよう努める。

(意見の申し出)

第4条 前条第1項各号に掲げる事項及び学校の運営全般に関する協議会の意見の申し出は、校長を経由して教育委員会の所管課長に対し書面を提出することにより行う。

2 協議会が職員の任用に関して意見を述べることができる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、特定の個人に関する意見を除く。

- (1) 学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見
- (2) 学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見

(委員の委嘱等)

第5条 校長は学校運営協議会委員推薦書（第2号様式）を用いて次の各号に掲げる者のうちから協議会の委員（以下「委員」という。）を推薦する。

- (1) 保護者等
- (2) 地域住民
- (3) 他学校の運営に資する活動を行う者（地域学校協働活動推進員他）
- (4) 校長
- (5) 有識者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他、教育委員会が適当と認める者

2 校長は、委員の選考に当たり、その一部を公募することができる。

(委員の辞職又は辞任等)

第6条 校長を除き、委員が任期の途中で辞職又は辞任しようとするときは、辞職（辞任）願（第4号様式）により校長を経由して教育委員会に申し出る。

(秘密の保持)

第7条 委員は、法令等で特別に定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(会議の運営)

第8条 協議会の会議は、年度ごとに計画的に開催する。

2 校長は、毎年度4月末日までに学校運営協議会運営計画書（第6号様式）を高校教育課長に提出する。

3 協議会の会議は、学校の学校運営等について協議する場であることから、運営に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 協議会において協議を行う場合は、「審議」及び「諮問」等の表現を用いない。

(2) 協議の事項を取りまとめた結果や教育委員会に対して意見を申し出る場合については、「答申」及び「建議」等の表現を用いない。

4 協議会は、法令等及び教育委員会が定める規則とその設置目的に反しない範囲において、学校の協議会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

(部会の設置、運営)

第9条 協議会は次の各号に掲げる部会を置く。

(1) 学校評価部会 学校評価及びその結果の公表、学校評価に基づく学校運営の改善の実施（学校評価システム）において、学校関係者評価を行う部会

(2) 学校設置部会 前号に定める部会のほか、学校運営や教育活動の改善及び充実、又は学校と地域との協働の推進に資する取組を行うことを目的としたもので、協議会が認めた部会

2 学校評価部会及び学校設置部会に属する委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。

3 学校評価部会は、学校運営協議会委員で、第三者の視点で評価を行う有識者2名のほか、会長が指名する委員や、当該学校の教職員以外の者で当該学校と関係のある者（保護者、地域住民など）をもって構成するものとし、人数は5名から8名程度とする。

4 学校設置部会は、会長が指名する委員のほか、学校の教職員及び委員以外の者を構成員とすることができるものとし、人数の制限を設けない。

5 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により選出する。

6 部会長が会議を招集し、議事を掌る。部会長に事故があるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を行う。

7 部会長及び副部会長が決定していないときは、対象学校の校長が招集し、運営することができる。

8 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(委員及び構成員でない者の出席)

第10条 協議会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、教育委員会職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の非公開の決定)

第11条 協議会の会議の非公開の決定は、協議会の会長が当該会議に諮って行う。

2 協議会は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議の公開は、神奈川県情報公開条例（平成12年条例第26号。以下「情報公開条例」という。）第25条の規定を準用する。

2 協議会の会議の公開は、協議会の会長が会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

3 協議会は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設ける。

4 協議会は、会議の傍聴者に会議資料を提供する。ただし、資料が高額、大量であるなどの理由により、会議

資料を提供できない場合については、協議事項がわかる資料の提供に代えることができる。

5 協議会は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項をあらかじめ定めるよう努める。

(会議開催の周知)

第 13 条 校長は、会議の開催日について、学校のホームページ等の適切な方法により県民に対する周知に努める。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

(協議結果等の公表)

第 14 条 校長は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議の終了後、議事録を作成し、会議を公開した場合は、学校のホームページに議事録を掲載する。ただし、会議が非公開とされた場合において、議事録を掲載することにより会議の公正又は円滑な運営に支障があると判断される場合は、議事録に代えて議事の概要（以下「議事概要」という。）の掲載に代えることができる。なお、議事概要を掲載する場合は、その理由を明示する。

2 会議資料及び議事録等の公開に当たっては、情報公開条例第 5 条各号に該当する事項の取扱いに十分留意する。また、委員の個人情報（氏名、職業、地位、会議の出欠、会長等の別等）を公表する場合は、方法及び内容について、事前に本人の了承を得る。

(教育委員会への意見申し出)

第 15 条 必要に応じて、協議会から、校長又は教育委員会へ意見申し出を行うことができる。

2 意見申し出は、意見申出・回答連絡票（第 7 号様式）において行う。

(庶務)

第 16 条 協議会の庶務は、当該対象学校が行う。

(報告)

第 17 条 校長は、毎年度 4 月末日までに学校運営協議会活動状況報告書（第 8 号様式）を 高校教育課長に提出する。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

令和7年度 平塚工科高等学校 学校運営協議会委員名簿

No	氏名（ふりがな）	所属・役職名	参加部会
1	宮田 篤（みやた あつし）	平塚市立浜岳中学校校長	地域連携部会
2	棟居 手古奈（むねすえ てこな）	平塚市立なでしこ小学校校長	地域連携部会
3	石田 裕昭（いしだ ひろあき）	神奈川工科大学経営管理本部企画入学課担当部長理事	キャリア教育部会
4	室谷 裕志（むろたに ひろし）	東海大学情報理工学部情報科学科教授	キャリア教育部会
5	坂本 雅晴（さかもと まさはる）	特定非営利活動法人ヨコハマみらい環境協議会理事	地域連携部会
6	井上 弘司（いのうえ こうじ）	横浜ゴム株式会社人事部平塚労務グループ 課長補佐	キャリア教育部会
7	西村 雄介（にしむら ゆうすけ）	平塚市市長室災害対策課訓練担当課長	地域連携部会
8	勝山 匡（かつやま まさし）	本校PTA会長	地域連携部会
9	塩浦 健吾（しおうら けんご）	本校校長	

(第6号様式)

県立平塚工科高等学校長

令和7年度学校運営協議会運営計画書

1 取組校の概要

名称 平塚工科高等学校運営協議会 委員数 9人

2 学校運営協議会組織体制

(1) 設置部会 (足りない場合は行を増やしてください)

部会名	主な活動内容
学校評価部会	学校関係者評価、学校運営への意見
地域連携部会	防災、交流など地域活動を通じた連携協力を協議
キャリア教育部会	キャリア形成の充実を図るための連携協力を協議

(2) 有識者による評価 (第三者の視点) ※第8号様式より転記

<ul style="list-style-type: none"> ・生徒による授業評価は数値が明示されていてわかりやすい。授業評価の記述回答から課題を見つけてどのように対応したか説明できるとよい。 ・生徒には社会性を持たせる機会を作ってもらいたい。 ・保護者もSCに相談できるということを広く知らせてほしい。保護者が教育相談できると学校に対する困り感が減少すると考えられる。 ・就職試験の合格率は時期によって違うか。指導の内容に変化が必要になると思う。 ・中学生は工業高校に興味があり、どのような内容か知りたいと思っている。機会をとらえて説明してほしい。 ・保護者が納得できるPTAの在り方を検討してほしい。 ・事故防止研修を毎月実施していることは評価できる。繰り返し職員の意識を涵養する必要がある。

(3) 年間計画及び実施日程

※学校評価システム第2号様式「学校評価報告書」に記載の「1年間の目標」に則り運営してください。

計 画 事 項	
月	学校運営協議会
4	部会における取組等
5	学校運営協議会 5月30日 (金)
6	キャリア教育部会・地域連携部会
7	
8	
9	
10	学校運営協議会 10月31日 (金)
11	学校評価部会・キャリア教育部会
12	
1	
2	
3	学校運営協議会 3月17日 (火)
	学校評価部会・地域連携部会

令和7年度 学校評価報告書 (目標設定・実施結果)

視点	4年間の目標 (令和6年度策定)	1年間の目標	取組の内容		校内評価		学校関係者評価 (月 日実施)	総合評価 (月 日実施)	
			具体的な方策	評価の観点	達成状況	課題・改善方策等		成果と課題	改善方策等
1 教育課程 学習指導	① 科学技術教育に関する感性を醸成させ、幅広い教養・技能・技術を身に付けさせる。 ② 生徒一人ひとりに見合った指導を工夫し、全ての生徒が等しく学習者として参加できる体制を整える。	①科学技術教育に関する幅広い教養・技能・技術を、実習の授業を中心に学校生活全般で身に付けさせる。	①実習や課題研究等で、他分野の内容や取組を知るにより、自身の分野のすそ野を広げる。また、様々な学校生活の場面において科学技術と結びつける。	①他系の実習や課題研究等の取組みや内容を見学や知る機会があったか。授業評価で「他者の考えを知ることにより、新たな考え方を知るなど、自らの考えを広げ深めることができた」が高評価であったか。					
2 (幼児・児童・) 生徒指導・支援	① 基本的な生活習慣を身に付けさせ、社会のルールを順守できる人材を育成する。 ②支援が必要な生徒を適切な機関につなげる支援体制を構築する。 ③ 部活動や委員会活動を活性化させ、責任感やコミュニケーション能力などの人間性を育む。	①基本的な生活習慣を確立させ、社会のルールを順守できる生徒を育成する。 ②支援が必要な生徒がいつでも相談できるように相談体制を構築する。 ③生徒が部活動や委員会活動への参加を促す。	①定期的に校内外指導を行い、基本的な生活習慣が身につくように丁寧な指導を行う。 ②担任や教科担当、SCやSSWと連携し、支援が必要な生徒を拾い上げることができる。 ③生徒の部活動への加入促進。部活動による儀式での校歌歌唱。生徒の活動状況の外部発信。	①校外からの苦情を昨年度より少なくすることができたか。 ②面談等を通して、生徒の困り感を解消することができたか。また、継続した支援が行えたか。 ③校内の儀式等で、生徒が歌唱を担当したか。生徒の部活動加入率が55%を超えたか。各委員会が複数回活動したか。					
3 進路指導・支援	① 生徒が主体的に進路決定に向き合えるように入学期から段階的に進路指導の充実を図る。 ② 上級学校への進学を見据えたキャリア教育を実践する。	①学校生活の様々な機会を利用した進路指導教育を実践する。 ②就業体験の機会を設ける。上級学校・企業等との連携を図る。	①日ごろ生徒に接する中で進路意識向上をめざす。社会人としてのマナーを身につけさせる。 ②2学年でインターンシップを実施する。上級学校・企業等からの出張授業や、見学会を実施する。	①就職内定率100%を達成するか。進路未決定のまま卒業する生徒をゼロにできたか。 ②持続可能なインターンシップが実施できたか。上級学校・企業等からの出張授業や、見学会を実施したか。					
4 地域等との協働	① 工業系専門高校として、ものづくり体験教室を始め、文化祭、学校へ行こう週間等での地域への公開で開かれた学校づくりを進める。 ② 保護者や地域社会との協働により開かれた学校づくりをめざす。	①近隣中学校の連携を通し、本校の特色の周知を図る。 ②PTAや地域・企業等の連携を拡充し、教育活動の推進に取り組むと共に、ものづくりなどを通じて地域に貢献する。	①中学校訪問等の広報活動を通し、本校の特徴を知ってもらうようにする。 ②PTAや地域・企業等と連携した取り組みの実施とその情報発信を実施する。	①広報活動の内容を分析し、次年度の広報活動に向けた準備ができたか。 ②連携した事業の実施状況及びそれを踏まえた地域連携等の意見を検証する。					
5 学校管理 学校運営	① 職員の働き方改革を推進し、事故・不祥事が起こらない職場環境を創造する。 ② 防災意識を高め、防災力を上げる。地域の防災拠点としての充実を図る。	①不祥事防止研修を職員主体で実施するとともに職員の働きやすい職場を目指す。 ②教育課程の中で、実践的に取り組むことができる防災教育の充実と意識の向上に努める。	①月1回の職員会議を通して全職員で事故防止について考える。 ・衛生委員会を通して職場の状況を集約し、改善に努める。 ②自治体等と協同し、訓練、講演会、DIG等の実施と情報発信を積極的に進める。	①毎月事故防止研修を実施できたか。また、事故・不祥事件数をもとに検証する。 ・職場環境の改善により、風通しの良い状況が作れたか。 ②防災に関する知識を習得し、災害時への対策について意識を高めることができたか。					

令和7年度 平塚工科高等学校不祥事ゼロプログラム

平塚工科高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

このプログラムの実施責任者は、校長とし、副校長、教頭、事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は本プログラムの実施に当たり、校長、副校長、教頭、事務長を補佐する。

2 課題、目標及び行動計画

課題	目標	行動計画 【 】は推進担当
法令遵守意識の向上	教育公務員としての自覚を高め、信用失墜行為を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員として、公務内外において、常に高い倫理観を持ち、自身の行動を律し、不祥事防止を徹底する。 ・資料を活用した研修を実施し、職員の法令順守意識を強化し、コンプライアンス意識を醸成する。(9月)【総務 G】(2月)【進路指導 G】
職場のハラスメントの防止	セクハラ、パワハラをはじめとする職場のハラスメントに対する理解を深め、未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の言動に問題があると感じた時は相互に注意喚起を行う。 ・校内環境の整備や相談体制の充実を図る。 ・啓発点検資料による自己点検を含む研修を行い、職場のハラスメント防止に対する職員の意識向上を図る。(1月)【生徒支援 G】
生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止	わいせつ・セクハラ行為の未然防止について当事者意識を持って取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導、部活動等について必ず複数人で対応する。 ・生徒との連絡方法についてルールを厳守する。 ・不適切な言動に気づいた時には、職員相互に注意喚起を行い、管理職に報告する。 ・資料を活用した研修を通して生徒の人権尊重の視点を確認し、倫理観を高め、わいせつ事案等の防止を図る。(5月)【教科外 G】
体罰・不適切な指導の防止	教育者としての自覚を持ち、生徒の人権を尊重し、体罰・不適切な発言指導を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解を第一に考えた生徒対応に努める。 ・指導に問題があると感じた時には職員相互に注意喚起を行う。 ・啓発資料を活用した研修を実施し、生徒の人権に配慮した指導に配慮する意識を喚起する。(7月)【生徒支援 G】

入学者選抜、成績処理等の適切な事務処理	入学者選抜に係るデータ管理及び成績処理や調査書作成等での事故を未然に防止する。	・マニュアルを厳守した適切な事務処理の徹底を図るとともに、職員同士の相互チェック機能を徹底する。 ・職場研修を行い、情報の対策重要度を意識した適切な情報管理などについて、職員の意識向上を図る。(6月)【学事G】(12月)【進路G】
個人情報等の管理・情報セキュリティ対策	情報の管理方法を確認し、個人情報の流失を未然に防止する。	・個人情報の取り扱いについて対策重要度を理解した上でルール of 徹底を図り、個人情報の紛失・誤廃棄、誤配付・誤送信などの未然防止に努める。 ・啓発資料を活用して点検を実施し、個人情報保護に関する職員の意識向上を図る。(4月)【総合技術G】(9月)【総務G】
業務執行体制の確保等	情報共有、相互チェック体制、業務協力体制を構築する。	・業務に関する情報が適切に共有され、人間関係が良好でお互いに意見を言いやすいなど、働きやすい職場づくりを目指す。 ・啓発資料を活用し、適切なコミュニケーションやミスの少ない職場環境の整備ができているか確認する。(3月)【教科外G】
財務事務等の適正執行	財務事務をルールに従って厳正に行う。	・公費については会計事務手引に則り、執行手順を相互に確認するとともに、複数の目でチェックする。【事務室】 ・私費については私費会計の手引に従い、適正な執行に努め、資料を用いた研修を実施する。(10月)【総務G】

3 検証

区分	内容
第1回検証	2に規定する行動計画について、令和7年12月下旬までに各グループにおいて意見交換を行い、達成度が低い場合は、必要な補完措置や修正措置を講ずる。なお、達成度を上げるため、行動計画の再設定が必要な場合は、必要な修正を行う。
第2回検証	2に規定する行動計画について、令和8年3月に各グループにおいて意見交換を行う。その結果、新たな課題等の設定が必要な場合は、翌年度のゼロプログラム策定に反映させる。

4 実施結果

第2回検証を踏まえ、行政課の求めに応じて公開する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議が行う。